

認定長期優良住宅の固定資産税が減額されます

令和6年3月31日までの間に、耐久性や安全性能など一定の要件を満たすと認定を受けて新築された住宅に対し、固定資産税の2分の1を減額するものです。

◎ 減額適用の要件

次の要件を全て満たした家屋であること。

- ① 平成21年6月4日から令和6年3月31日までに新築された住宅
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けて新築された住宅
- ③ 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上
- ④ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下
(戸建以外の賃貸住宅は1戸につき40㎡以上280㎡以下)

◎ 減額の内容

減 額 期 間	一般の住宅 …新築の翌年度から5年間 3階建以上の中高層耐火住宅…新築の翌年度から7年間
対 象 床 面 積	1戸当たり120㎡まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減 額 率	対象床面積の税額の2分の1 (都市計画税は該当しません)

※この減額措置は、従来の新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期間を2年間延長するものです。したがって、新築住宅に係る固定資産税の減額措置との併用はできません。

◎ 減額を受けるための申請方法

申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅であることを証明する書類 (長期優良住宅認定通知書の写し等)
申 請 期 限	新築された年の翌年の1月31日まで
申 請 先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当
電話 072-366-0011 内線 526・527